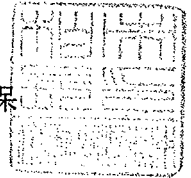


オンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問書

柏保活第294号
平成27年9月29日柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保



オンライン結合により保有個人情報を提供したいので、柏市個人情報保護条例第12条第1項の規定により次のとおり諮問します。

オンライン結合に係る個人情報取扱事務の名称	地域包括支援センター支援システムネットワーク
オンライン結合に係る個人情報取扱事務の概要	地域包括支援センターにおいて、相談等があった高齢者に対して実施する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア連携等に関する事務
オンライン結合により提供する保有個人情報の項目	・介護保険情報 ・地域包括支援センター情報
オンライン結合による保有個人情報の提供先	柏東口第2地域包括支援センター 柏南部第2地域包括支援センター
オンライン結合による保有個人情報の提供先における利用目的	高齢者に対する適切な支援策等を計画・検討する際の基礎情報として利用する。
提供しようとする理由	本人及び家族等からの情報入手だけでは、錯誤や不明瞭な内容もあり、オンライン結合をすることで情報の正確性や各業務での入力作業の軽減が図れる。
技術的な安全保護の措置の概要	専用回線によるオンライン結合とし、ICカードを挿した状態での使用の他、個人パスワードによりシステム利用とする。
担当部署	保健福祉部 福祉活動推進課
備考	既存の7箇所の地域包括支援センターについては、平成22年1月19日柏保地第270号にてオンライン結合の諮問をし、平成22年1月28日付け柏情審第8号の3にて「可」の答申を受けています。



柏情審第28号

平成27年10月23日

柏市長 秋山浩保様

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男



オンライン結合による保有個人情報の提供について（答申）

平成27年9月29日付け柏保活第294号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	本件のオンライン結合による保有個人情報の提供については、柏市個人情報保護条例第12条第1項に規定する公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に該当するものと考えます。	
当審議会の判断	今回新たに行おうとしているオンライン結合は、過去に諮問を受けた既存の7箇所について実施しているものと同様である。したがって、地域包括支援センター支援システムネットワークを用いて保有個人情報を提供することは、利用者の利便性の向上、行政の事務の効率化、高度化に有効であると考えられ、また、技術的な安全保護の措置についても十分な対応がとられていると考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	地域包括支援センター支援システムネットワーク
	提供先	柏東口第2地域包括支援センター 柏南部第2地域包括支援センター
	提供する理由	本人及び家族等からの情報入手だけでは、錯誤や不明瞭な内容もあり、オンライン結合をすることで情報の正確性や各業務での入力作業の軽減を図ることができるため。
	提供する項目	1 介護保険情報 2 地域包括支援センター情報